

研究資料

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

長見 真 阿部 悟郎 小浜 明

Makoto Nagami, Goro Abe, and Akira Kohama: The investigation of the curriculum of pre-service training of health and physical education teacher in Japan. Bulletin of Sendai University, 42 (1) : 13-30, September, 2010.

Abstract: The purpose of this study was to investigate the curriculum of pre-service training of health and physical education teacher in Japan. 133 curricula of 99 universities which can prepare health and physical education teachers were examined as follows; 1) Total tendency, 2) Comparison between the national and the private universities, 3) Comparison by the establishment year of pre-service training course of the health and physical education teacher at universities. As a result, the basic framework of the curriculum of pre-service training of health and physical education teacher in recent years was changing from the academism to the practicality.

Key words: university, academism, practicality

I. はじめに

1. 問題の所在と研究の目的

1997年7月に教育職員養成審議会（以下、教養審）の第一次答申「新たな時代に向けた教員養成の改善方針について」が提出され、大学における教員養成カリキュラムの改善の必要性が唱えられた。大学における教員養成カリキュラムは、教育職員免許法および同法施行規則で規定された免許基準に則って編成している。

しかし、教養審は、当時の免許基準・制度が「修得すべき科目とその単位数が免許法及び施工規則で詳細に規定されているため、大学による創意工夫の余地が少ない」、「(特に中学校について)『教科に関する科目』と『教職に関する科目』のバランスがよくない」として、科目履修の彈力化、選択履修方式を導入したカリキュラム構造を提言した。また、今後特に教員に求められる資質能力の一つとして「実践的指導力」をあ

げ、教育実習の充実、教科の指導法の重視、効果的な教育方法の導入などを求めたのである。こういった教養審の答申を受けて、1998年に教育職員免許法が改正されることとなった。

表1～3は、教育職員免許法および同法施行規則に規定されている修得科目と単位数を示したものである。「現行」は98年改正時以降、「従前」は改正前のものである。両者を比較すると、修得すべき総最低単位数（59単位）は変わらないが、現行では、「教科に関する科目」が半減したことに対し、「教職に関する科目」が増加し、「教科又は教職に関する科目」が新設され、また教科（保健体育）に関する各科目的修得に必要な最低単位数の規制が緩和されており、教養審の提言を具体化したものになっている。

このような法改正を契機に、よりよい保健体育科教員養成カリキュラムを構築するための研究が精力的に取り組まれるようになった。例え

長 見 ほか

表1 大学において修得することを必要とする科目の最低単位数

		教科に関する科目		教職に関する科目		教科又は教職に関する科目	
		現行	従前	現行	従前	現行	従前
中学校教諭	一種免許状	20	40	31	19	8	/
	二種免許状	10	20	21	15	4	
高等学校教諭	一種免許状	20	40	23	19	16	

表2 教科（保健体育）に関する科目の修得に必要な最低単位数（中学・高校1種）

	現行	従前
体育実技	1以上	5
「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学」及び運動学（運動方法学を含む。）	1以上	6
生理学（運動生理学を含む）	1以上	2
衛生学及び公衆衛生学	1以上	2
学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む）	1以上	5
計	20	20

表3 教職に関する科目（教科の指導法関連科目）の修得に必要な最低単位数^{注1)}

		中学校		高等学校
		一種免許状	二種免許状	
現 行	教育課程の意義及び編成の方法	12	6	6
	各教科の指導法			
	道徳の指導法			
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術			
従 前	教科教育法に関する科目	6	4	4
	道徳教育に関する科目			
	特別活動に関する科目			

ば日本体育学会体育科教育学専門分科会においては2006年度より発表コードに「体育教師教育論」が登場している状況である。しかし、こういった研究の多くは、「実践的指導力」の向上を図るために体育科の指導法に関する教科およびその関連教科（教育実習などの「教職に関する科目」）のカリキュラム研究であり、「教科に関する科目」等をも視野に入れた全体としての保健体育科教員養成カリキュラム研究につい

ては、免許基準・制度が足かせとなり、カリキュラムの基本理念の検討はもとより、その検討を進めていく上でのベースの一つである、各大学でおこなわれている教員養成の実態についても明らかにされていない。また、科目履修の弾力化、選択履修方式を導入したカリキュラム編成を保障した改正教育職員免許法のもとでは、各大学の創意工夫によるカリキュラム編成が可能となり、この実態を把握することにより、より

よい保健体育科教員養成カリキュラムを構築するための視点を提供する可能性があると考えられよう。

そこで本研究は、大学におけるよりよい保健体育科教員養成カリキュラムの構築を模索するために、日本における保健体育科教員免許を取得することができる大学（短期大学を含む）の保健体育科教員養成カリキュラムの実態を明らかにすることを目的とする。

2. 調査方法・分析の視点

本研究は、保健体育科および保健科教員免許状（一種・二種）を取得することができる大学の教員養成カリキュラムに関する資料（履修の手引・シラバスなど）を分析の対象とした。そこで、2007年4月1日現在で保健体育科および保健科教員免許状（一種・二種）を取得することができる167大学・学部に資料請求の依頼文を出し、郵送によりまたは現地に赴いて資料を収集した。収集期間は2008年5月から2009年2月であった。

本研究においては、収集した資料のうち、保健体育科教員免許状（一種・二種）を取得することができる99大学133パターン^{注2)}の教員養成カリキュラムを分析の対象とした。各大学において免許取得に必要な「教科に関する科目」と、「教職に関する科目」の中の教科の指導法関連科目の設置状況（開設科目的領域、履修形態（必修・選択必修・選択）、単位数）を調査によって明らかにする。

分析の視点は以下のとおりである。

①「教科に関する科目」、および「教職に関する科目」の中の教科の指導法関連科目的開設状況を把握する。（開設科目的領域、履修形態（必修・選択必修・選択）、単位数の把握）

②上記①の状況について、全体の傾向だけではなく、国立（60大学）・私立大学（73大学）別、設置年度別（98年改正以前（99大学）と以後（34大学））に比較する。

なお、設置年度別の比較においては、98年改正以降に設置された大学は、注2）であげたカリキュラムパターンとしてのそれではなく、初めて保健体育科教員免許状を取得する課程を

設置した大学とした。

また、開設科目的実態把握については、まず表2・3に示された領域を基本的な枠組みとした（①体育実技領域、②体育原理等領域、③生理学等領域、④衛生学領域、⑤学校保健等領域、⑥教科教育領域）。さらに、体育実技領域については各種目を、それ以外の領域については関連学問分野等を勘案し、各開設科目を科目名、シラバス等を参考にして分類した。開設科目の履修形態については、①必修、選択必修、選択の形態、②各履修形態の総単位数、について大学ごとに明らかにした。なお、分析にあたっては、必要に応じて大学のHPに示されているデータ等も適宜活用した。

II. 結果

1. 全体の傾向（図1 表4）

①「体育実技領域」（図1a・表4）については、学習指導要領に示された領域および運動種目と関連付けてみると次のような特徴・傾向が見られる。体つくり運動（体操）、陸上競技、器械運動、水泳領域は、4割あるいはそれ以上の大学が必修科目として開設している。球技領域は、全体的には、選択必修科目として開設している。

しかし、学習指導要領に示されている球技種目の中でも、ハンドボール、ラグビー（アメリカンフットボールを含む）、バドミントン、卓球、ソフトボール（野球）は7割、あるいはそれ以上の大学は開設していない。武道（柔道・剣道）・ダンス領域も球技領域と同様に、選択必修科目として開設している傾向があるが、武道領域の中の相撲を開設している大学は2大学のみであった。また、スキー、スケート、キャンプなどといった自然スポーツは、比較的多く開設されている傾向にある。

各種目の単位数は、おおよそ1単位程度である。

②「体育原理等領域」（図1b・表4）については、次のような特徴・傾向が見られる。体育原理、スポーツ経営学、スポーツ社会学、スポーツ心理学、運動学の分野は9割程度の大学が開設しており、その中でも運動学分野は7割

以上の大学が必修科目として、それ以外の4分野は必修または選択必修科目として開設されている。各分野の単位数は、おおよそ2単位程度である。

なお、科目名称に「体育」を冠していない科目が大多数である。また、科目名称から内容が特定できないものも多く、これについてはシラバスから学問領域を逆規定することで類型化を試みた。

③「生理学等領域」(図1c・表4)は、ほとんどの大学において解剖・生理学分野を必修科目として3単位弱程度の単位数で開設している。それ以外の分野については、開設していない、もしくは開設していても選択科目として設定している傾向がある。

④「衛生学領域」(図1d・表4)においても、ほとんどの大学において領域に直結する分野を必修科目として2単位程度の単位数で開設している。

⑤「学校保健等領域」(図1e・表4)も上記④と同じ傾向にあるが、さらに救急処置法についての科目を独立して必修として開設している大学も半数程度見られる。「衛生学領域」「学校保健領域」は、保健の学習に関する領域であるが、保健の学習に関する科目は4単位程度の単位数であることが推測される。

⑥「教科教育領域」(図1f・表4)は、ほとんどの大学において必修科目として6単位程度の単位数で開設している。

2. 国立・私立大学別に見た傾向(図2・3表4)

国立・私立大学別に見た場合、次のような傾向がみられる。

①「体育実技領域」においては、学習指導要領で示されているが開設していない傾向が高い球技種目(ハンドボール、ラグビー(アメフト含む)、バドミントン、卓球、ソフトボール(野球))は、国立大学よりも私立大学が多く開設している。逆に、自然スポーツは、国立大学のほうが多く開設されている。

②「体育原理等領域」は、体育原理、スポーツ経営学、スポーツ社会学、スポーツ心理学、

スポーツバイオメカニクスは両者とも多く開設しているが、私立大学はそれらを必修科目として開設している傾向がある。体育史・スポーツ史については、国立大学においては半数以上が何らかの形で開設しているが、私立大学は3割にも満たない状況である。

③「生理学等領域」の医学分野、「学校保健等領域」の小児科学、精神保健、救急処置法、安全教育分野は、国立大学と比べて私立大学が必修科目として多く開設している。

3. 設置年度別に見た傾向(図4・5表4)

設置年度別に見た場合、次のような傾向がみられる。ここでは、便宜上、98年改正以前に設置された大学を「以前大学」、改正以後に設置された大学を「以降大学」とする。

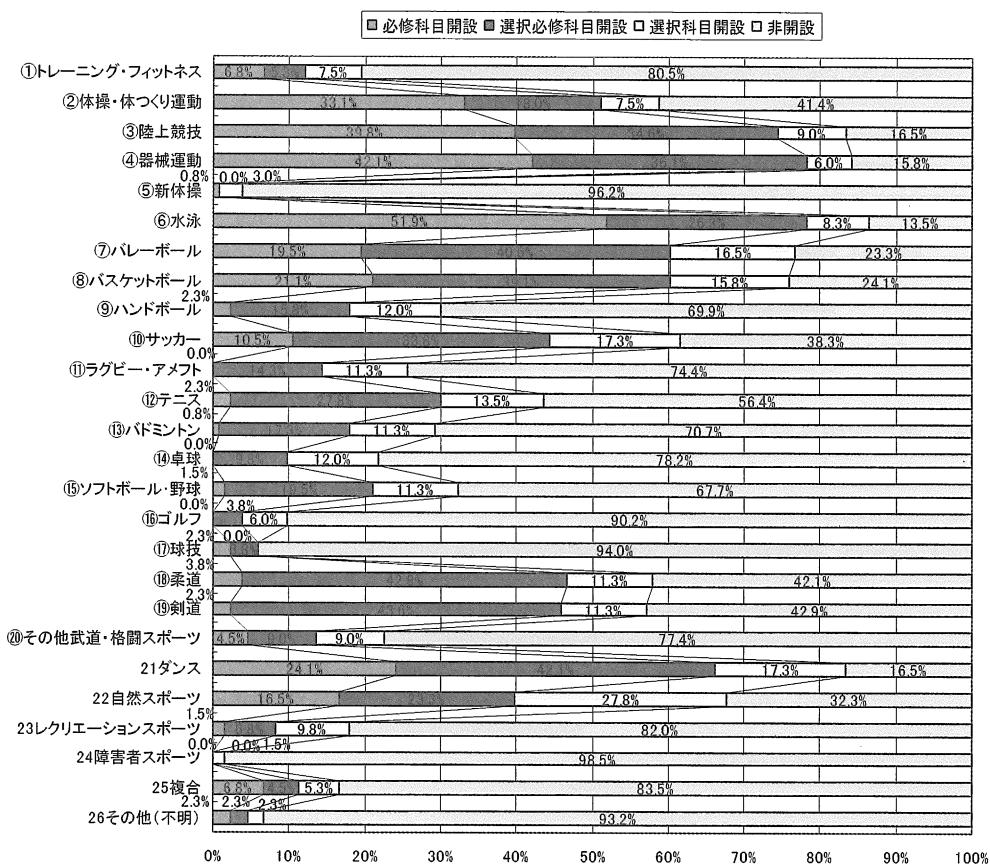
①「体育実技領域」では、陸上競技、器械運動は「以降大学」は、「以前大学」と比べて必修科目として開設している傾向がある。また、ハンドボール、卓球、自然スポーツは「以前大学」が、バドミントン、ソフトボール(野球)、レクリエーションスポーツは「以降大学」が比較的多く開設している傾向がある。また、「以降大学」には「フィットネス」や「トレーニング」等を実技種目として掲げるところも多数みられる。

②「体育原理等領域」では、スポーツ経営学、スポーツ社会学、スポーツ心理学は、「以降大学」の半数が必修科目として開設しており、「以前大学」と比較するとその割合は高い。また、スポーツ史、スポーツバイオメカニクスは「以前大学」が、レジャー・レクリエーション分野は「以降大学」が多く開設している。また、「以降大学」には科目名称から内容が特定できないものが多く、学問名称ではなく具体的なテーマを掲げる科目が増えているように見受けられる。

③「学校保健等領域」の小児科学、精神保健、救急処置法の分野については、「以降大学」が複数を独立した必修科目として開設している傾向がある。

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

a. 体育実技領域科目



b. 体育原理等領域科目

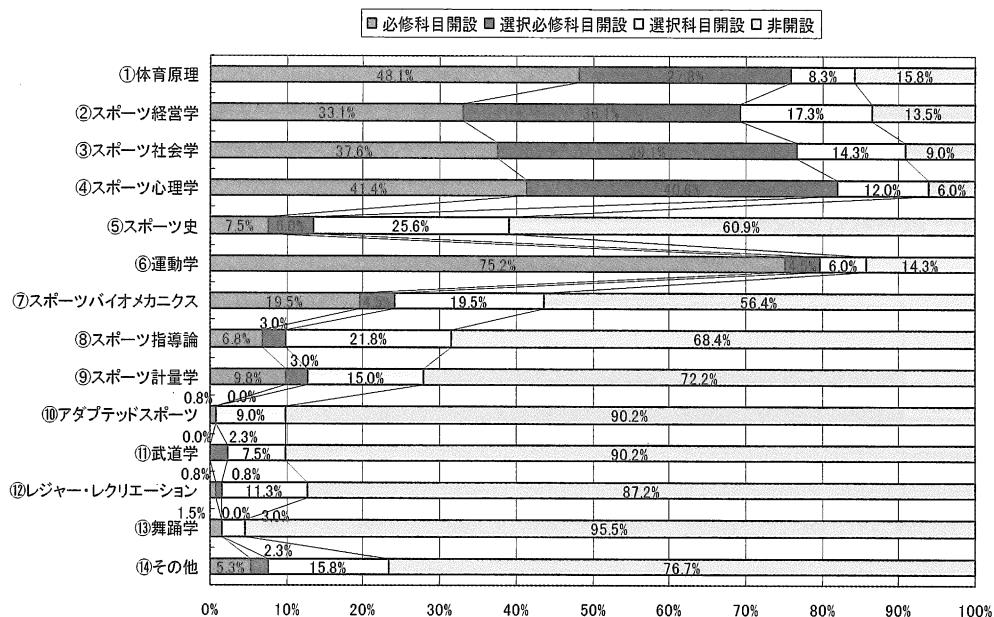
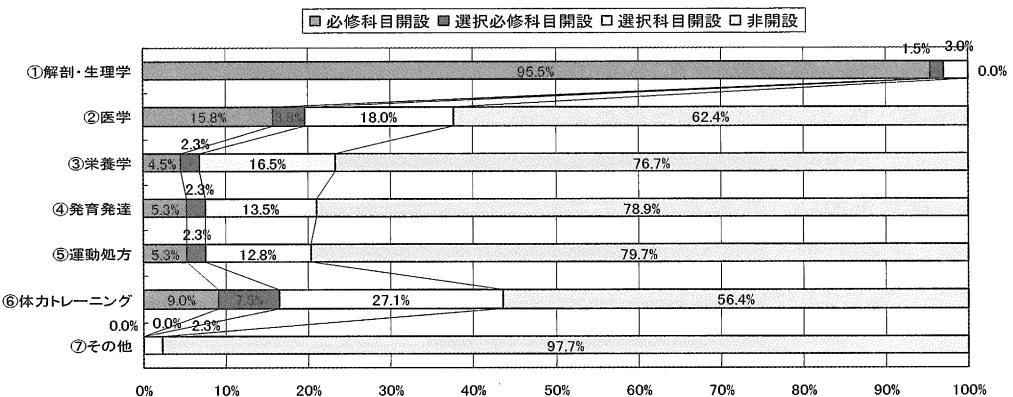


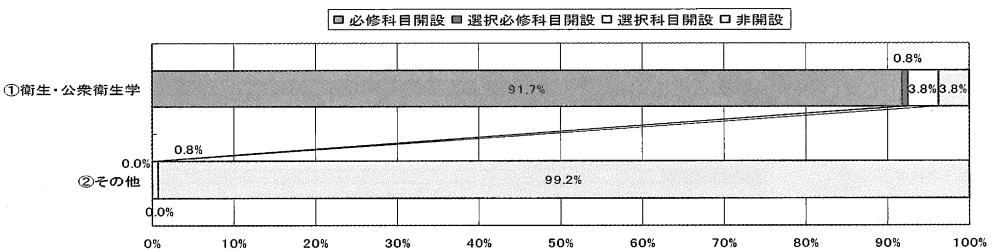
図1 各領域科目の開設状況（全体）

長見ほか

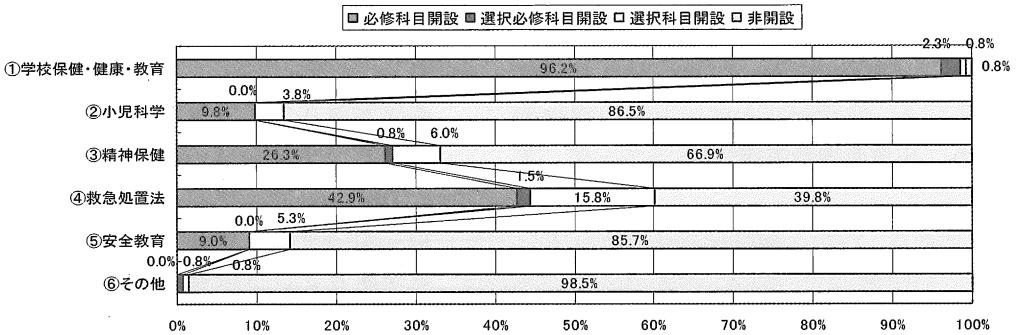
c. 生理学等領域科目



d. 衛生学領域科目



e. 学校保健等領域科目



f. 教科教育領域科目

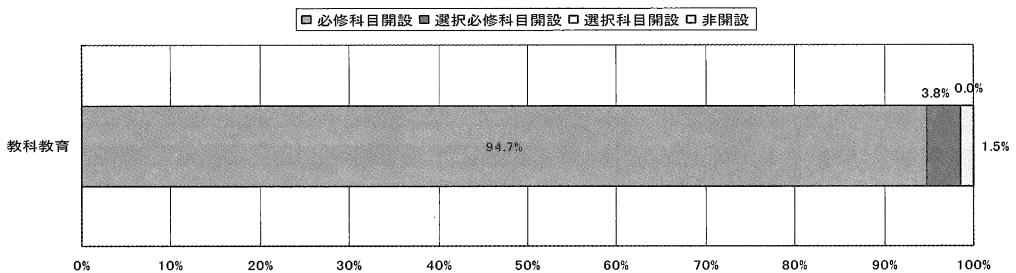
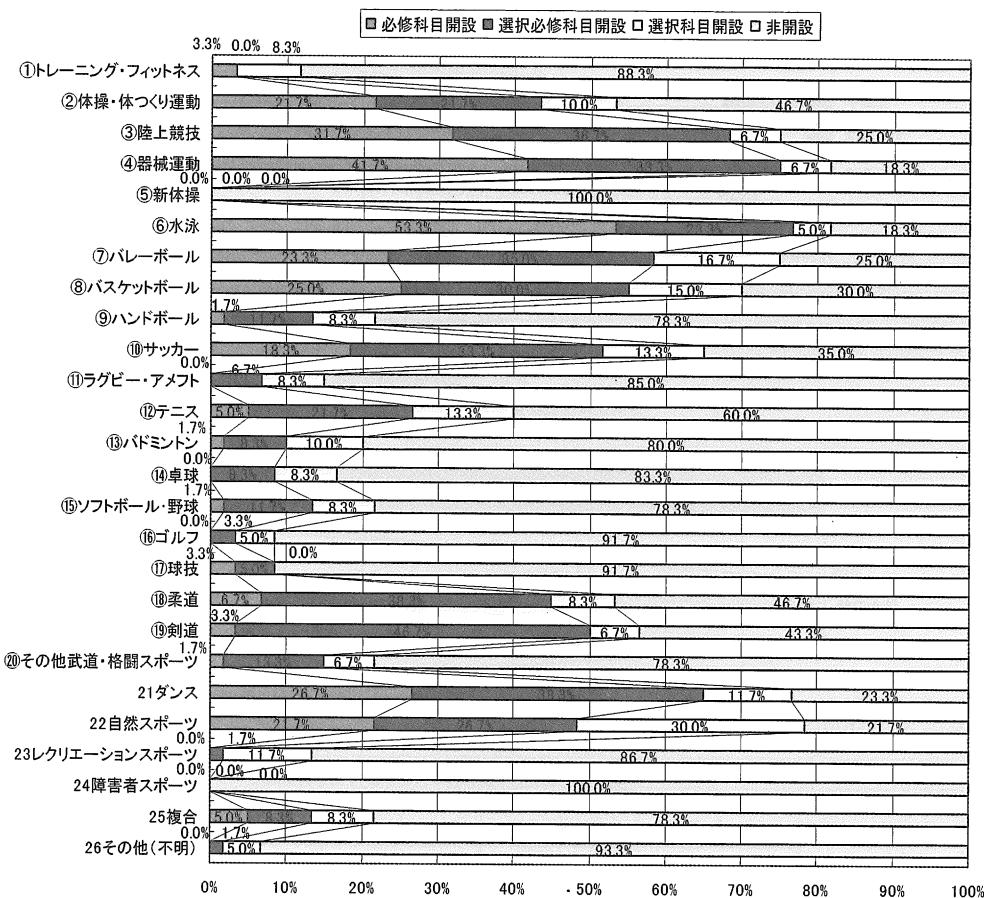


図 1 各領域科目の開設状況（全体）

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

a. 体育実技領域科目



b. 体育原理等領域科目

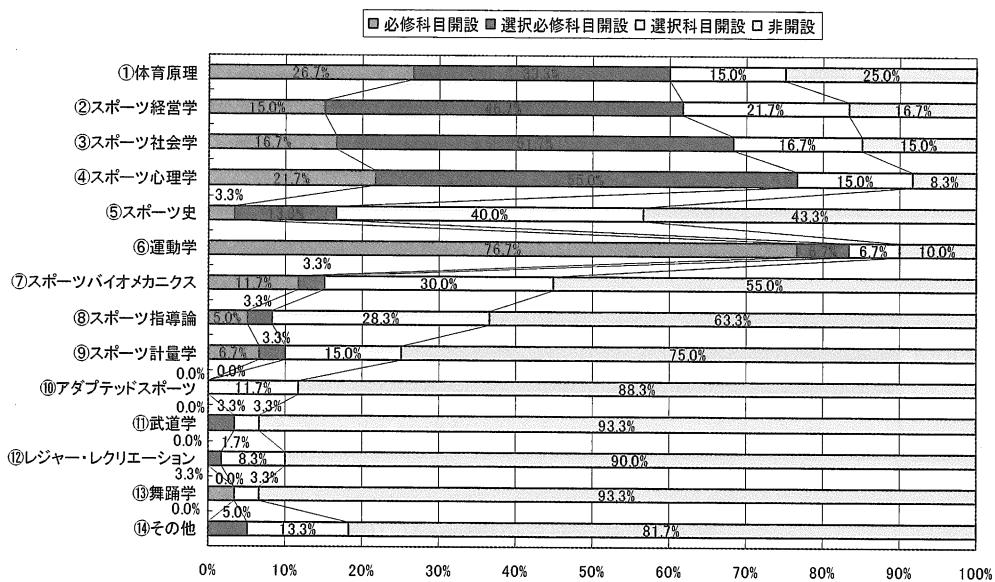
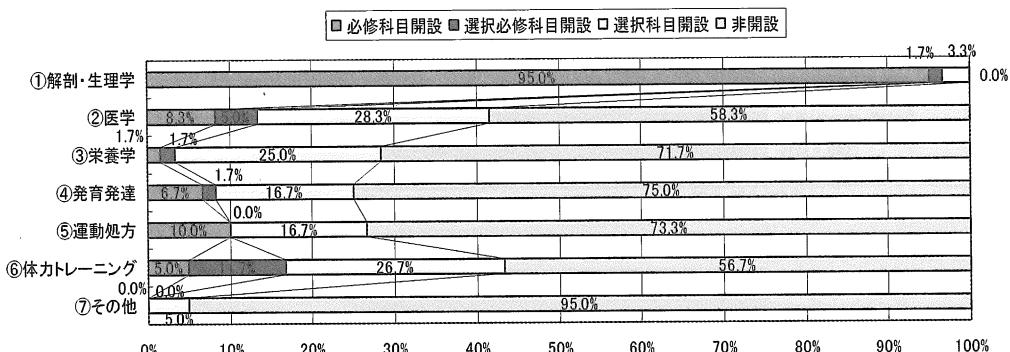


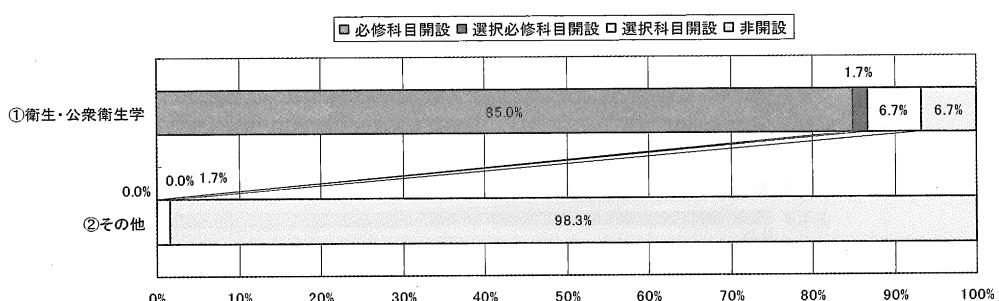
図2 各領域科目の開設状況（国立大学）

長見ほか

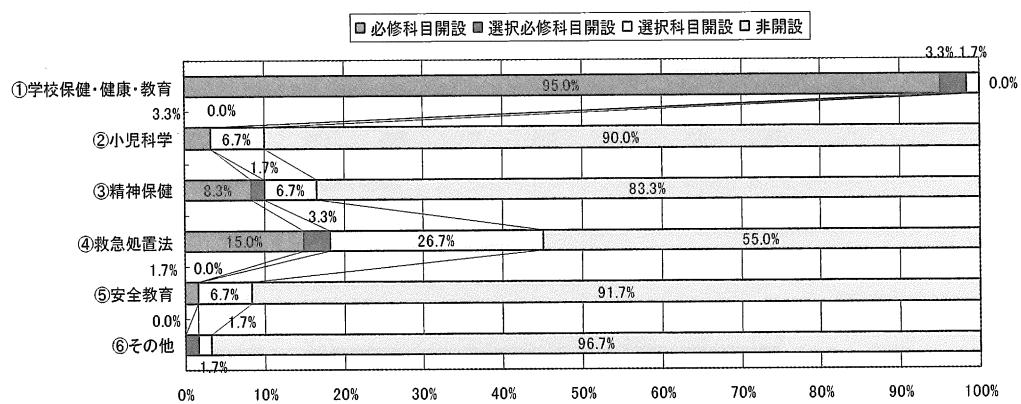
c. 生理学等領域科目



d. 衛生学領域科目



e. 学校保健等領域科目



f. 教科教育領域科目

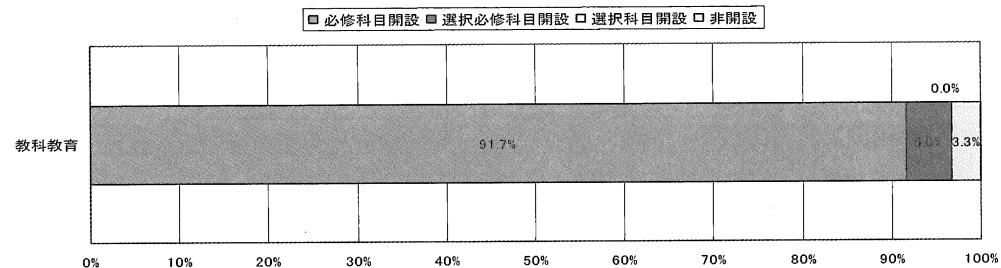
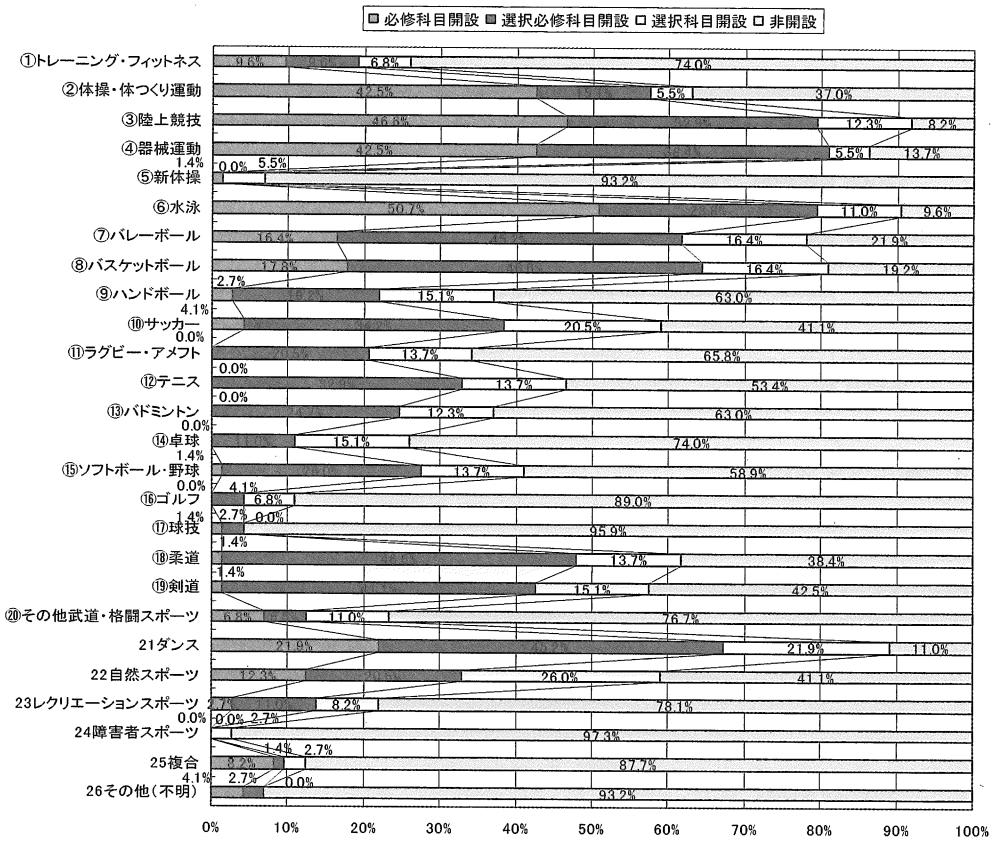


図2 各領域科目の開設状況（国立大学）

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

a. 体育実技領域科目



b. 体育原理等領域科目

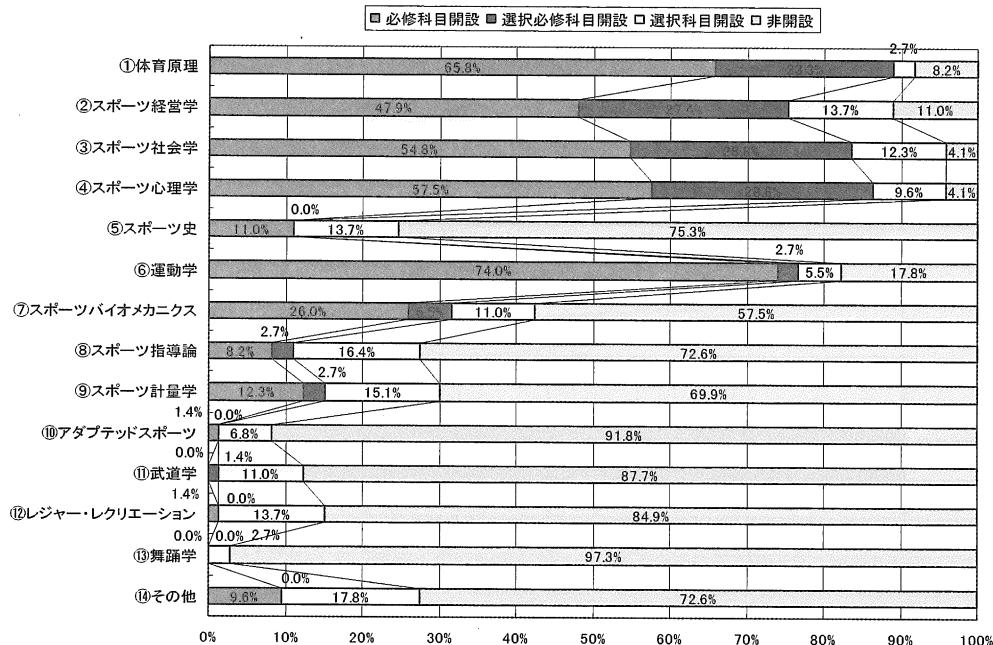
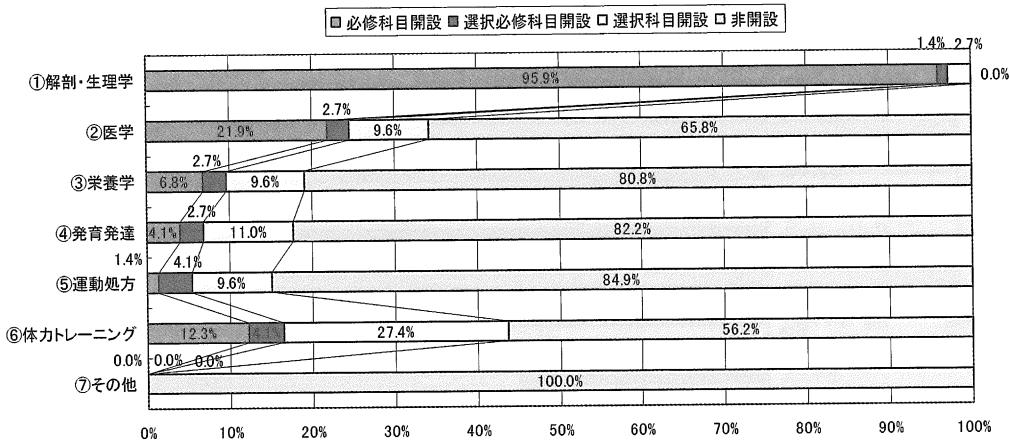


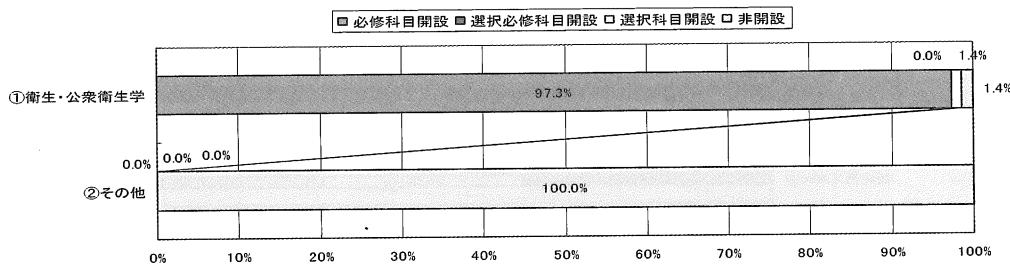
図3 各領域科目の開設状況（私立大学）

長見ほか

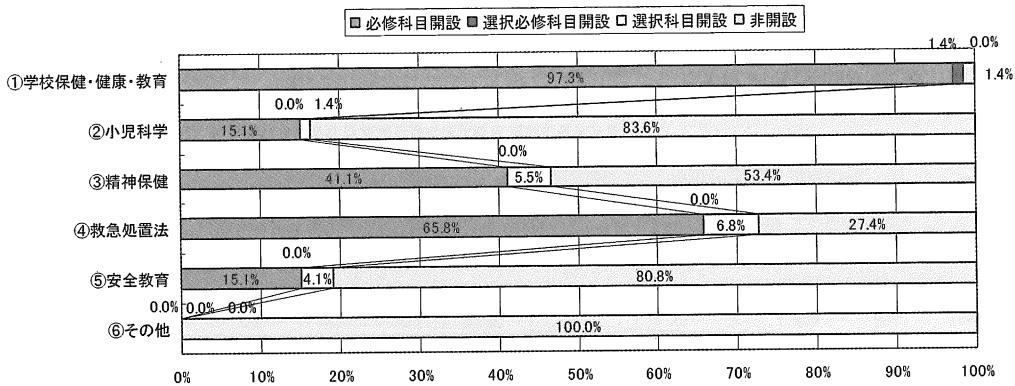
c. 生理学等領域科目



d. 衛生学領域科目



e. 学校保健等領域科目



f. 教科教育領域科目

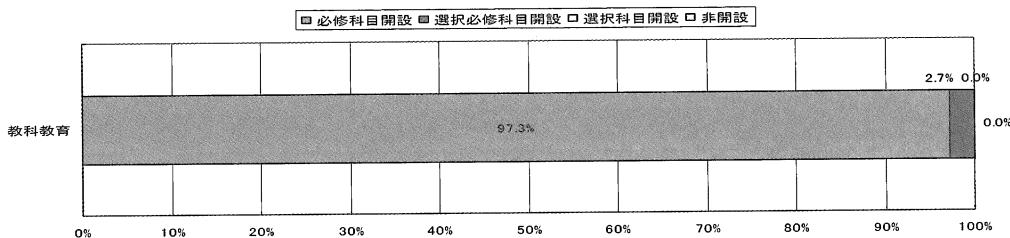
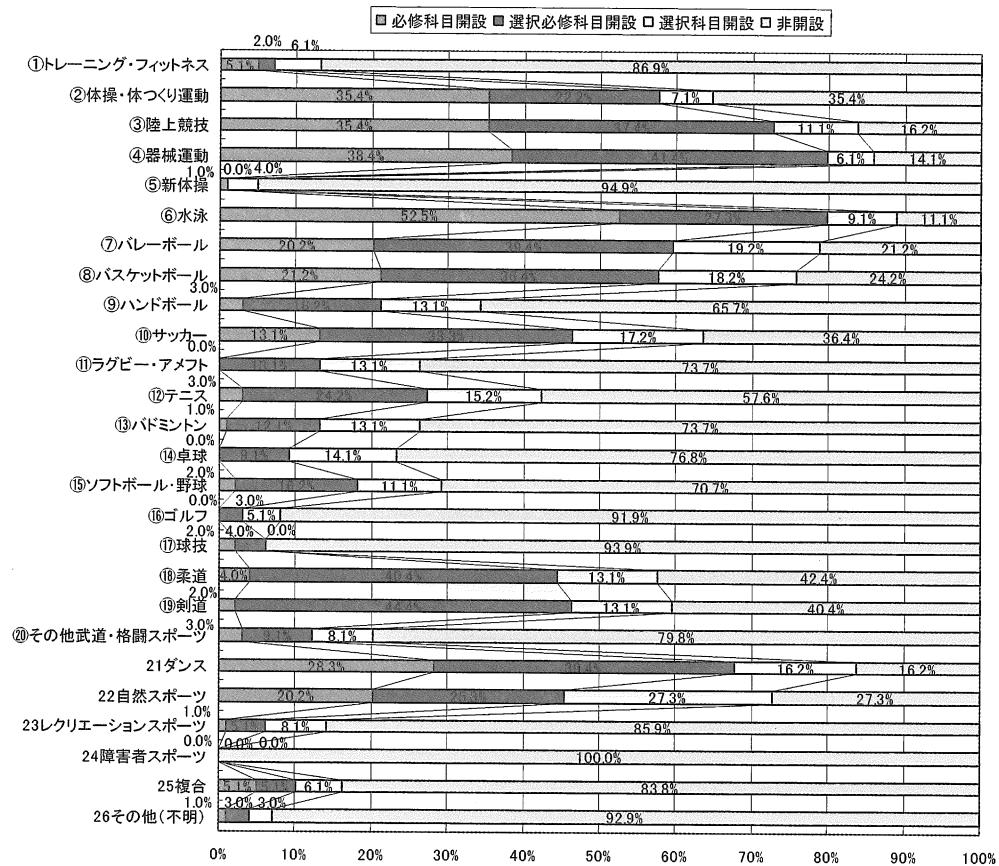


図3 各領域科目の開設状況（私立大学）

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

a. 体育実技領域科目



b. 体育原理等領域科目

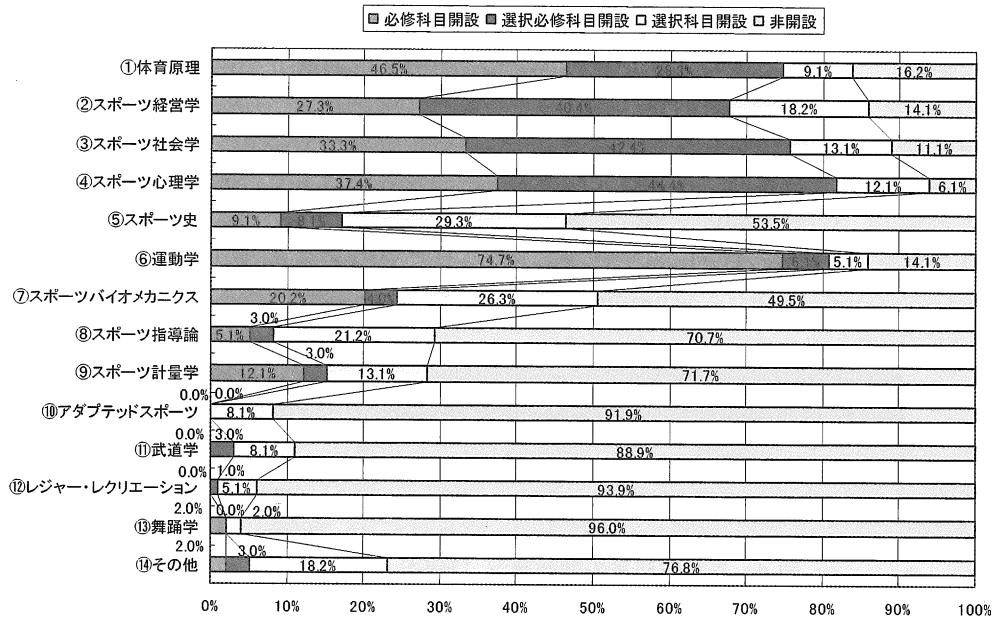
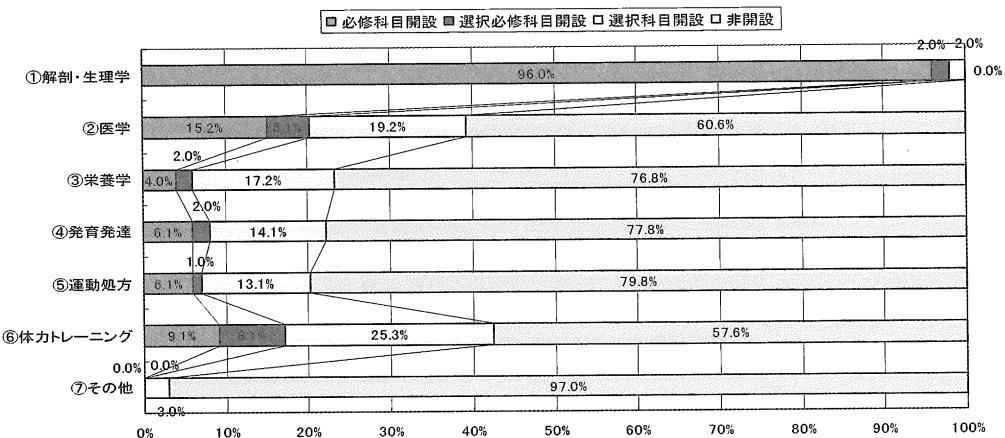


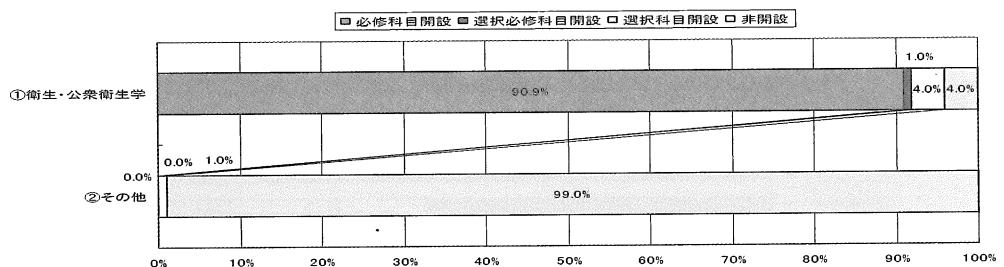
図4 各領域科目の開設状況（1998年度以前設置大学）

長見ほか

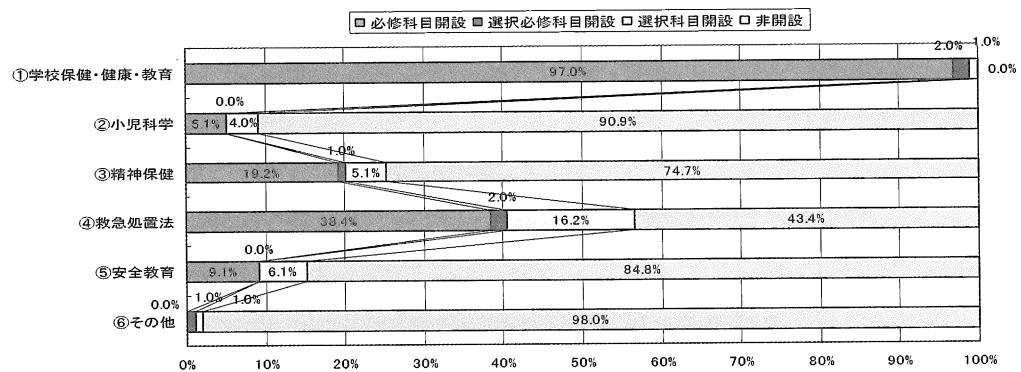
c. 生理学等領域科目



d. 衛生学領域科目



e. 学校保健等領域科目



f. 教科教育領域科目

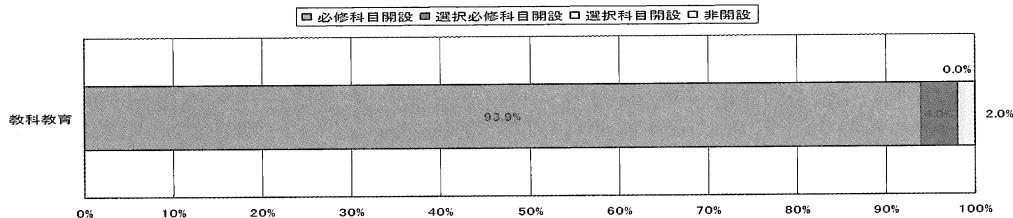
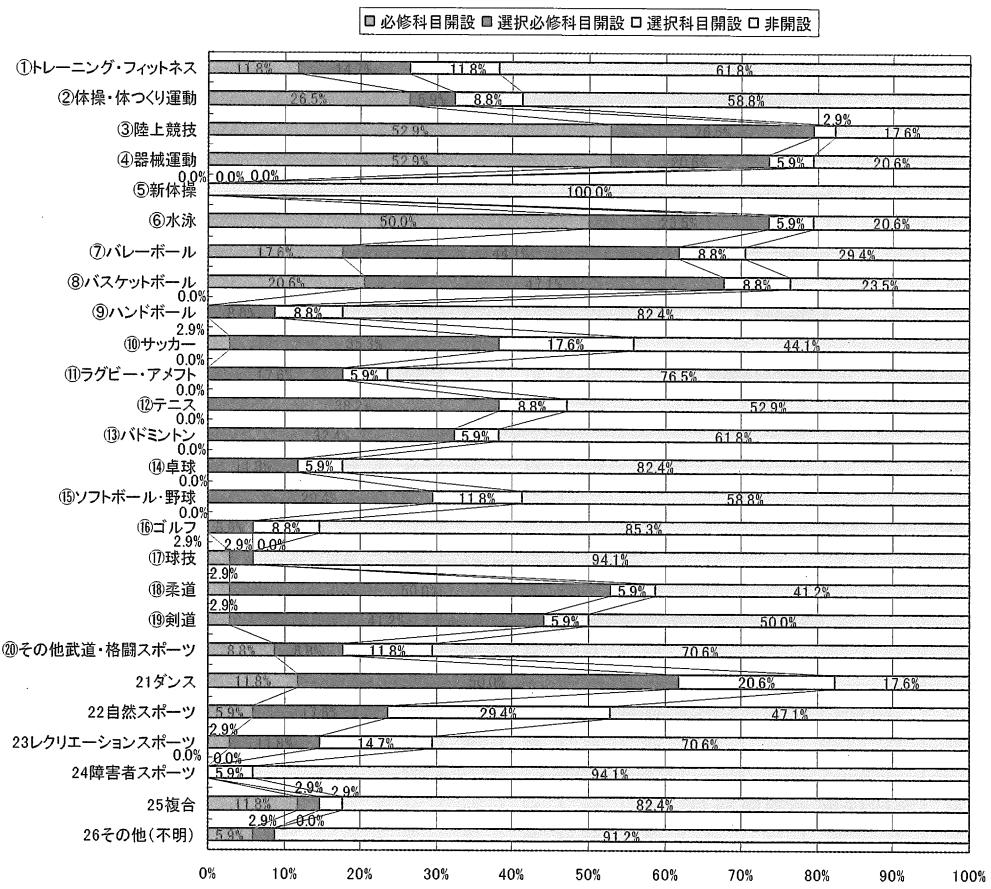


図4 各領域科目の開設状況（1998年度以前設置大学）

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

a. 体育実技領域科目



b. 体育原理等領域科目

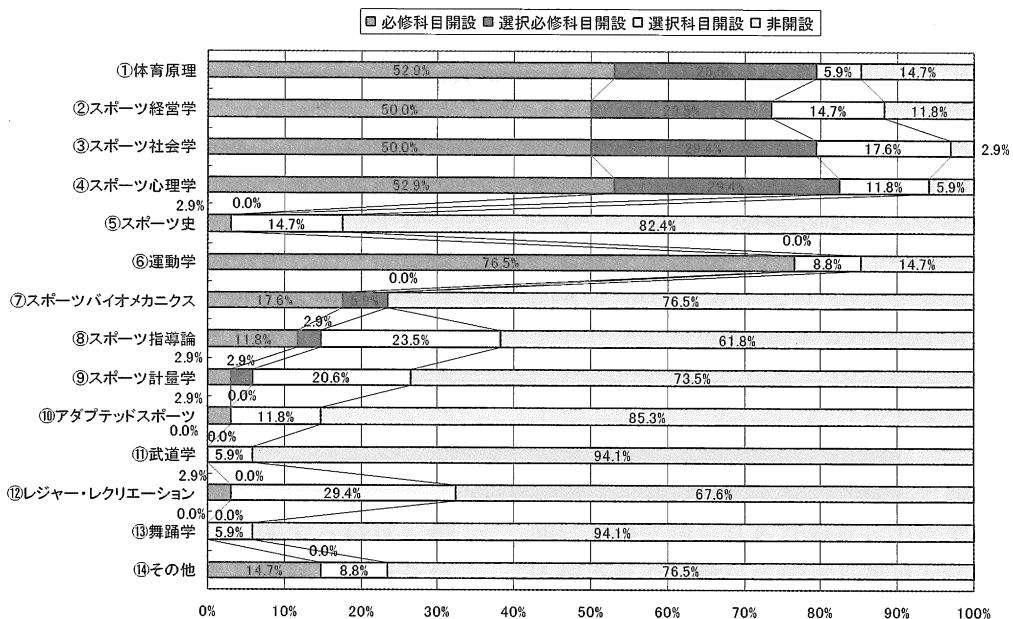
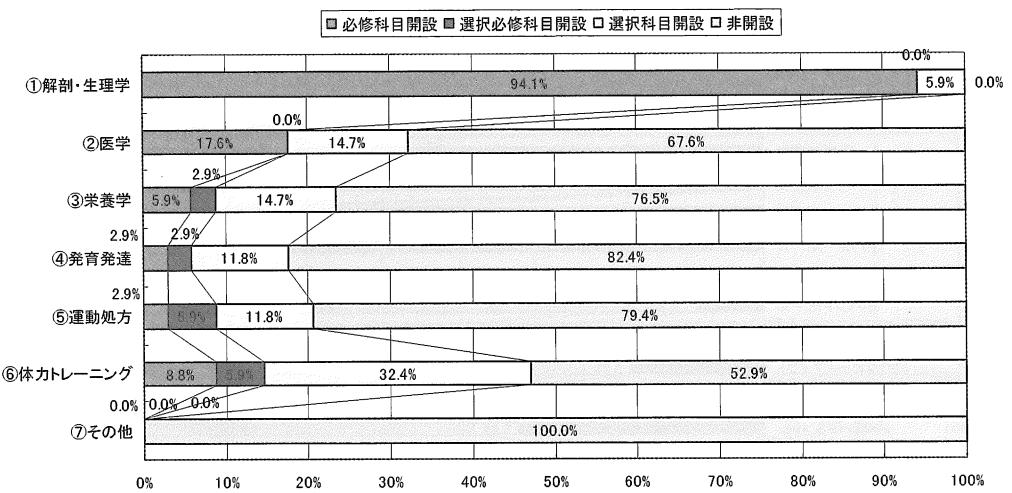


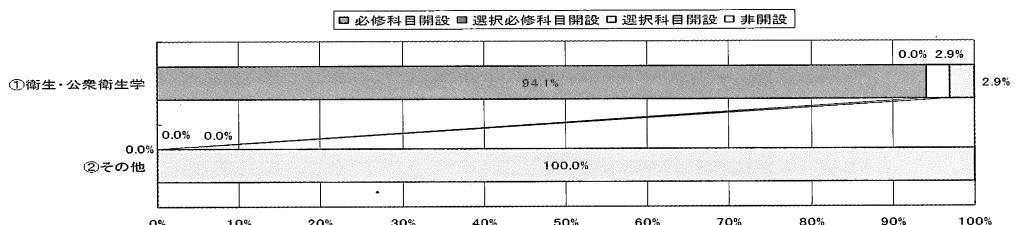
図5 各領域科目の開設状況（1998年度以降設置大学）

長 見 ほか

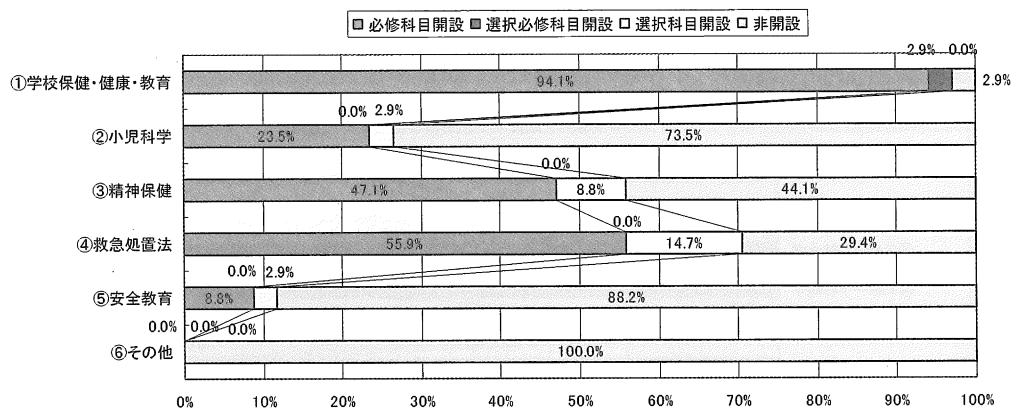
c. 生理学等領域科目



d. 衛生学領域科目



e. 学校保健等領域科目



f. 教科教育領域科目

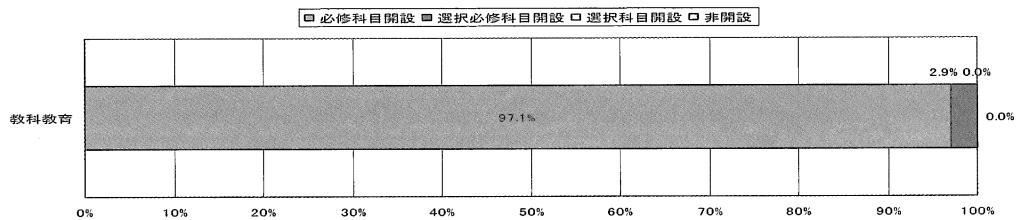


図 5 各領域科目の開設状況（1998 年度以降設置大学）

日本における保健体育科教員養成カリキュラムに関する実態調査

表4 履修形態別にみた開設科目平均単位数（全体 国立・私立大学別 以前・以降大学別）

	全体(133)			国立大学(60)			私立大学(73)			以前大学(99)			以降大学(34)			
	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	必修	選択必修	選択	
体育実技領域	①トレーニング・フィットネス	1.2	3.0	2.0	1.0	0.0	1.6	1.3	3.0	2.3	1.0	3.0	1.8	1.5	3.0	2.5
	②体操・体づくり運動	1.1	1.4	1.1	1.0	1.1	1.0	1.2	1.7	1.1	1.1	1.4	1.1	1.1	1.0	1.0
	③陸上競技	1.2	1.4	1.4	1.1	1.1	1.3	1.3	1.6	1.4	1.2	1.4	1.3	1.2	1.2	2.0
	④器械運動	1.2	1.4	1.3	1.0	1.1	1.4	1.3	1.6	1.3	1.2	1.4	1.3	1.1	1.3	1.3
	⑤新体操	2.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	1.0	2.0	2.0	1.0	0.0	0.0	0.0
	⑥水泳	1.2	1.4	1.7	1.1	1.1	1.5	1.2	1.7	1.8	1.2	1.5	1.6	1.1	1.2	1.8
	⑦バレーボール	1.0	1.3	1.3	1.0	1.1	1.2	1.0	1.4	1.3	1.0	1.3	1.2	1.0	1.2	1.5
	⑧バスケットボール	1.1	1.3	1.3	1.1	1.1	1.3	1.1	1.4	1.3	1.0	1.3	1.1	1.2	1.5	1.5
	⑨ハンドボール	1.0	1.4	1.1	1.0	1.3	1.2	1.0	1.5	1.1	1.0	1.4	1.2	0.0	1.7	1.0
	⑩サッカー	1.0	1.3	1.1	1.0	1.1	1.2	1.0	1.4	1.1	1.0	1.3	1.1	1.0	1.3	1.1
	⑪ラグビー・アメフト	0.0	1.4	1.2	0.0	1.0	1.1	0.0	1.5	1.2	0.0	1.4	1.1	0.0	1.3	1.5
	⑫テニス	1.0	1.2	1.2	1.0	1.2	1.3	0.0	1.2	1.1	1.0	1.2	1.2	0.0	1.2	1.3
	⑬バドミントン	1.0	1.1	1.3	1.0	1.0	1.5	0.0	1.2	1.2	1.0	1.1	1.2	0.0	1.2	1.7
	⑭卓球	0.0	1.2	1.2	0.0	1.0	1.2	0.0	1.3	1.2	0.0	1.1	1.1	0.0	1.3	2.0
	⑮ソフトボール・野球	1.0	1.1	1.3	1.0	1.0	1.0	1.0	1.1	1.5	1.0	1.0	1.0	0.0	1.2	2.0
	⑯ゴルフ	0.0	1.2	1.1	0.0	1.0	1.0	0.0	1.3	1.2	0.0	1.0	1.0	0.0	1.5	1.3
	⑰柔道	2.0	2.2	0.0	2.0	1.7	0.0	2.0	3.0	0.0	2.0	2.3	0.0	2.0	2.0	0.0
	⑱柔道	1.2	1.3	1.4	1.0	1.1	1.2	2.0	1.5	1.5	1.0	1.4	1.4	2.0	1.3	1.3
	⑲剣道	1.0	1.3	1.4	1.0	1.1	1.3	1.0	1.6	1.5	1.0	1.3	1.4	1.0	1.4	1.3
	⑳その他武道・格闘スポーツ	1.2	1.9	1.8	1.0	1.1	2.6	1.2	3.5	1.4	1.0	2.2	2.1	1.3	1.0	1.3
	㉑ダンス	1.3	1.4	1.8	1.3	1.2	2.4	1.2	1.6	1.4	1.3	1.4	1.9	1.0	1.4	1.4
	㉒自然スポーツ	1.5	1.9	2.2	1.5	1.7	2.1	1.4	2.2	2.4	1.5	2.1	2.1	2.0	1.3	2.6
	㉓レクリエーションスポーツ	1.5	1.6	1.1	0.0	1.0	1.1	1.5	1.6	1.1	1.0	1.8	1.1	2.0	1.3	1.2
	㉔障害者スポーツ	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	1.5
	㉕複合	3.1	3.0	2.9	4.0	3.5	3.0	2.7	1.5	2.7	3.0	3.3	2.4	3.3	1.0	6.0
	㉖その他(不明)	2.0	2.0	3.4	0.0	2.0	4.0	2.0	2.0	2.5	1.0	2.3	4.0	2.5	1.0	2.5
体育原理領域	①体育原理	2.1	2.0	3.0	2.3	2.0	2.7	2.1	2.0	3.4	2.1	2.0	2.7	2.2	2.0	3.9
	②スポーツ経営学	2.1	2.1	3.7	1.9	2.1	3.8	2.2	2.2	3.7	2.0	2.1	3.5	2.4	2.2	4.3
	③スポーツ社会学	2.2	2.2	2.5	1.9	2.3	2.5	2.3	2.2	2.4	2.2	2.2	2.6	2.1	2.2	2.2
	④スポーツ心理学	2.1	2.1	2.6	1.9	2.1	2.5	2.1	2.2	2.8	2.0	2.1	2.6	2.2	2.2	2.6
	⑤スポーツ史	2.2	2.0	2.8	2.0	2.0	2.6	2.3	0.0	3.3	2.2	2.0	2.8	2.0	0.0	2.8
	⑥運動学	2.1	2.8	2.9	2.0	3.1	3.1	2.1	2.0	2.0	2.1	2.9	3.0	2.0	2.0	2.0
	⑦スポーツバイオメカニクス	2.0	2.6	2.3	2.0	2.7	2.4	2.0	2.5	2.0	2.0	2.4	2.3	2.0	3.0	0.0
	⑧スポーツ指導論	2.0	5.5	3.1	2.0	9.0	3.2	2.0	2.0	2.9	2.0	6.7	3.1	2.0	2.0	3.1
	⑨スポーツ計量学	2.2	2.0	2.2	2.0	2.0	2.6	2.2	2.0	2.0	2.2	2.0	2.4	2.0	2.0	2.0
	⑩アダプティッドスポーツ	2.0	0.0	2.2	0.0	0.0	2.4	2.0	0.0	1.4	0.0	0.0	2.1	2.0	0.0	1.8
	㉑武道学	0.0	4.7	4.0	0.0	3.0	4.0	0.0	8.0	4.0	0.0	4.7	4.3	0.0	0.0	3.0
	㉒レジャー・レクリエーション	2.0	26.0	2.3	0.0	26.0	3.0	2.0	0.0	3.2	0.0	26.0	3.0	2.0	0.0	3.2
	㉓舞踊学	4.0	0.0	2.8	4.0	0.0	3.3	0.0	0.0	2.0	4.0	0.0	3.3	0.0	0.0	2.0
	㉔その他	2.3	2.0	2.7	0.0	2.0	2.5	2.3	0.0	1.7	2.0	2.0	1.6	2.4	0.0	4.0
生理学領域	㉕解剖・生理学	2.8	4.1	3.2	2.2	4.3	3.1	3.2	4.0	3.3	2.6	4.1	3.1	3.3	4.0	3.5
	㉖医学	2.4	2.0	2.6	1.8	2.0	2.6	2.6	2.0	2.7	2.5	2.0	2.5	2.2	0.0	2.9
	㉗栄養学	1.8	2.0	2.7	1.0	2.0	2.4	2.0	2.0	3.3	1.8	2.0	2.4	2.0	2.0	3.7
	㉘発育発達	2.0	2.0	2.1	2.0	2.0	2.0	2.0	2.0	2.3	2.0	2.0	2.5	4.0	3.0	2.5
	㉙運動処方	2.3	2.7	2.5	2.0	0.0	2.6	4.0	2.7	2.3	2.0	2.0	2.5	4.0	3.0	2.5
	㉚体力トレーニング	2.3	2.6	2.3	2.0	3.0	2.3	2.3	1.7	2.3	2.3	2.8	2.2	2.0	2.0	2.4
	㉛その他	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0
衛生学領域	㉕衛生・公衆衛生学	2.2	2.0	2.2	1.9	2.0	1.9	2.4	0.0	3.0	2.2	2.0	1.9	2.3	0.0	3.0
	㉖その他	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	2.0	0.0	0.0	0.0
学校保健領域	㉗学校保健・健康・教育	2.5	2.6	3.1	2.4	2.7	3.0	2.6	2.5	3.3	2.4	2.7	3.0	2.9	2.0	3.4
	㉘小児科学	2.5	0.0	2.7	2.0	0.0	2.0	2.5	0.0	4.0	2.4	0.0	2.0	2.5	0.0	4.0
	㉙精神保健	2.0	2.0	4.2	2.0	2.0	2.4	2.0	0.0	5.4	2.1	2.0	2.7	2.0	0.0	5.7
	㉚急救処置法	2.3	2.0	2.1	1.7	2.0	2.1	2.5	0.0	2.2	2.4	2.0	2.1	2.2	0.0	2.2
	㉛安全教育	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0
	㉜その他	0.0	2.0	2.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	2.0	2.0	0.0	0.0	0.0	0.0
教科教育領域	㉝教科教育	6.1	6.3	3.2	6.2	5.9	3.8	6.1	7.1	2.5	6.0	6.2	3.4	6.6	6.5	2.4

IV. 考察

98年改正によって、「教職に関する科目」が大幅に増加し、「教科に関する科目」の縛りが半減した。しかも「教職に関する科目」の増加は主として指導方法・技術論的な科目である。そこには教科の専門性よりも教育職員としての職能を重視しようとする方向が見られる。この

職能の内容も、方法論への依存と現実主義的方向において語られるだろう。ここでは、形式上、圧縮された「教科に関する科目」に目を向けてみたい。なお考察は、先の分析結果だけではなく、本調査の分析過程において見出された傾向等も踏まえて論じていく。

①「体育実技」の運用実態について

保健体育科教員養成カリキュラムに「体育実技」という科目が存在することは極めて特徴的である。この「体育実技」は、教員免許法施行規則第66条の6に規定される「体育科目」とは趣旨が異なり、保健体育科教員の専門教養としての「体育実技」である。

ただ、この66条の6「体育科目」を「体育実技」に読み替えるカリキュラムが多数、存在する。設置の趣旨が異なる科目を読み替えるという事態は、保健体育科教員養成における「実技」の意味あるいは有意義性が未規定で曖昧であることの証左である。スポーツ技能の単なる無秩序な累積は保健体育科教員の専門教養を構成し得ない。保健体育科教員養成における「体育実技」とは何であるか。これは重要な検討課題である。

②「体育実技」の種目構成について

「体育実技」の種目構成は、伝統的なスポーツ種目を中心としながらも、軽スポーツ・ニュースポーツ・レクリエーション・自然スポーツへの流れがみられる。保健体育科教員が具えるべき基本的教養においても、スポーツを含む身体運動文化の新たなムーヴメントへの専門的対応が要請されているように思われる。

それとともに、とくに「体育実技」に「フィットネス」や「トレーニング」等が盛り込まれている動向に着目する必要がある。通俗的には、この「体育実技」はいわゆるスポーツ種目によって構成されることに何の違和感も覚えない。しかしながら、この種目主義がかならずしも正当であるとは限らない。そうであるならば、「体育実技」の種目主義は無批判な固定観念でしかなく、これを方法的に根本から疑うことによって、保健体育科教員養成における「実技」に新たな局面が見えてくるのではないだろうか。

③「体育原理等」にみる科目配置について

この「体育原理等」は、保健体育科教員に必要な専門教養としての体育科学理論であり、基本的には、体育専門職を支える体育専門科学の学体系に即応して構成されるべきであろう。この考え方は、保健体育科教員養成カリキュラムにも保持されているようにみうけられる。

しかし、「以降大学」において学問名称ではなく具体的なテーマを掲げる科目が増えてい

る動向に着目すれば、保健体育科教員養成において、骨太の基礎学問が敬遠されはじめ、口当たりの良い直接的有用知の提供に流れているようにもみうけられる。時代的要請への学的対応を棚上げして教員養成を論じることはできないが、保健体育科教員養成の歴史がそのまま学問性の追究・獲得の歴史であったことを顧慮するならば、少なくとも大学における教員養成においては、その科学的基礎を涵養すべく科目配置をこころがけるべきと考える。

④「体育原理等」にみる科目名称について

あくまで形式論ではあるが、「体育」ではなく「スポーツ」を冠した科目名称が大多数である。無論、その特性上、体育を冠することに無理がある科目もあるが、体育哲学とスポーツ哲学、体育史とスポーツ史、体育心理学とスポーツ心理学等ではその内容が大きく相違する。形式上、体育の本質を自覺的に考察せず、体育の歴史に人類の過ちを学ぶことなく保健体育科教員に養成されていくシステム自体に疑惑を抱かざるを得ない。

もっとも、重要なのは、内容であり名称ではない。保健体育科教員養成において適正な内容を提供できていれば、本質的な問題は発生しない。ここから、保健体育科教員に要請される学問的基礎の内容構成についての検討が課題として立ち現れてくるだろう。

⑤「生理学等」・「衛生学および公衆衛生学」について

これらについては、国立・私立、設置年度の別なく、大凡の大学において当該科目を必修要件として設置し、形式上の変化が見られないことに、保健体育科教員養成における当該科目、あるいはその関連の知識領域に対する妥当性と正当性についての一定の承認が存在しているものと思われる。

⑥「学校保健等」について

「以降大学」において、小児保健や精神保健、救急処置の分野が必修科目として設置されている動向に着目すべきである。98年改正によって必修最低単位数の縛りは低減したものの、実態としては複数を独立科目として構成し、必修要件に加えているところが多数ある。精神保健

は精神衛生等の名称で、「衛生学および公衆衛生学」あるいは「体育原理等」に開設されている例も見られ、保健体育科教員養成における重要性の程度が高まっているように思われる。また、学校安全や救急処置も同様であり、実技内容を併せた授業構成もみられる。保健体育科教員養成に現実社会の動態が如実に反映されないとみるとできよう。

いずれにせよ、「学校保健等」の領域については、保健体育科教員養成における当該科目、あるいはその関連の知識領域に対する妥当性と正当性についての一定の承認、あるいはそれ以上の期待が寄せられているように思われる。

V. まとめ

保健体育科教員養成カリキュラムが論じられるとき、かつて世界の体育界に大きな影響を与えた、米国の専門科学化運動が想起させられる。そこでは、それまでの体育科教員養成の貧困さを省みて、「体育はいいかげんに大人にならなくてはならない」¹⁾と叫ばれ、その向かう先をただの体育教師ではなく、体育教育者 physical educator、つまり科学の高さを持った体育教師に見定めた²⁾。体育科教員養成における一定の学問性の追究は、体育教育の歴史が到達した解答であった。

ところが、保健体育科教員養成においては、この学問性への意識に変化がみられるようと思われる。とりわけ、98年改正を契機として、保健体育科教員養成カリキュラムの基本構成が、学問ベースから職能ベースに移行しつつあるのではないだろうか。これは大学の在り方の変化と連動していることは否めない。保健体育科教員養成においても、何を修めたかという無形の成果より、何ができるかという有形の成果を追究しているのかもしれない。しかしながら、それはあまりにも危険の道である。保健体育科教員の専門職性を放棄することにつながりかねない。98年改正が保障した自由は、その行使の方途によっては、自傷にも及びかねない。大学は、時代の要請に与せざるを得ないにせよ、学問的アイデンティティを放棄してまで、それ

を追随するべきではない。

職能を軽視するわけではない。しかし、大学で保健体育科教員養成を行うことの意味は学問性にある。体育もいわゆる How to では済まない深遠な教育事象であり、これについての知も広大で深遠な領域である。だからこそ保健体育科教員養成においては一定の学問性を保持しなくてはならない。これは人類の歴史が出した結論であったはずである。

大学の裁量権に一定の自由度が認められたことで、大学の保健体育科教員養成理念がカリキュラムに直接的に反映されていく。学問か職能か。これはオルタナティブではない。少なくとも学問性の保持は、大学の良識と良心でありつづける。この基本的な認識に誠実であることこそが、百年の大計を支え得るだろう。教員養成をただの資格付与と考えてはならない。それゆえに保健体育科教員養成カリキュラムも、改めて学問ベースで構成していくことが求められる。そして、保健体育科教員養成においても、学問的にミニマムでエッセンシャルな内容は必修要件で保障するべきであろう。それは大学の良識と良心の表れ、ひいては保健体育科教員養成のフィロソフィーの健全性に他ならない。

VI. 今後の課題

本研究の目的は、日本における保健体育科教員養成カリキュラムの実態を明らかにすることにあった。そして、保健体育科教員養成カリキュラムを適正に構築していくための基礎資料を得るためにには、本研究の成果を踏まえつつ、さらに次のような検討課題が立ち現れてくることであろう。

- ①開設科目の授業内容についての詳細な分析
 - ②各大学カリキュラムにおける履修形態の設定の仕方についての詳細な分析
 - ③5～10年後に同様の実態把握を行うことによる、教員養成カリキュラムの経年比較
- 保健体育科教員養成カリキュラムを適正に構築していくためには、このような実態把握にあわせて、体育科教員養成カリキュラムについての基本的思考に対して、一定の高さと幅と奥行きが

要請されるだろう。この場合の高さとは理念性であり、幅とは国際的視野、そして奥行きとは教育現場との関わりである。従って、保健体育科教員養成カリキュラムを適正に構築していくためには、実態把握と同時並行的に、次の課題を設定し、その探究に努めていくことが重要であるように思われる。

①保健体育科教員養成カリキュラムの基本理念の検討

②諸外国における保健体育科教員養成カリキュラムの動向調査

③教育現場との接続性を図る保健体育科教員養成カリキュラムの模索

注

注1) ここでは、「教職に関する科目」最低修得単位数31のうちの第四欄記載12単位についてのみ取り上げた。

注2) 同じ大学においても学部、学科、課程ごとに異なったカリキュラムを構築している大学もあることから、大学数以上のカリキュラムパターンが見いだされた。本研究では、この133パターンのカリキュラムを分析の対象とする。したがって、分析対象となるカリキュラムは、大学の作成したもの、学部、学科、課程の作成したものが混在しているが、ここでは便宜上、各パターンを独立した「大学」のカリキュラムとしてとらえることにする。以下「大学」という用語は、このような意味で使用する。

文献

- 1) Reric, G.L. (1966) The domain of physical education as a discipline. Quest, 9:52.
- 2) Siedentop, D. (1977) Physical education: Introductory analysis. Wm.C.Brown Company: Iowa, p.54.

平成22年6月2日受付
平成22年8月9日受理